

岡情審査第1402号

平成23年12月22日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年7月21日付け岡北税第203号による下記の諮問について、  
次のとおり答申します。

記

〇〇〇〇及び〇〇〇〇（団体名）に関連する施設に係る固定資産税減免申請書とそれに対する対応書類、減免決定通知書（いずれも平成21年度）として、固定資産税減免の割合、減免する理由、減免対象の施設に関する情報等（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、非開示とした処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

## 第1. 審査会の結論

本件公文書の開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。ただし、2団体のうち、固定資産税減免申請書とそれに対する対応書類、減免決定通知書（いずれも平成21年度）が存在しない1団体については、非開示理由を訂正すべきである。

## 第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成22年6月24日付けで実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求を行った。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年7月8日付けで本件公文書について、次に掲げる非開示事由に該当することを理由として非開示決定処分を行った。
  - (1) 本件公文書は、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号に該当するため。
  - (2) また、法令の定めるところにより、開示することができないとされている情報であり、条例第5条第5号に該当するため（根拠法令 地方税法第22条）。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年7月13日付けで非開示処分の取消しを求めて異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年7月21日付けで、本件異議申立てについて、条例

第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

### 第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

#### 1 申立人の主張要旨

- (1) 固定資産税の減免の理由については、法人の利益を害する等ということと、開示することができない情報だとされていると記載しているが、全部を公開しないとしていることは、市民等に対する説明責任の放棄であり、極めて大きな問題がある。
- (2) 公民館相当として固定資産税の減免をしている場合に、それに関する情報の公開が一切できないということであれば、真に公民館相当だという説明が極めて疑わしいものになる。
- (3) 施設が何であれ所在地については開示すべきである。また、減免の対象となった場所を特定するためにも、図面を公開すべきである。公益性を理由とした減免の場合には、特に情報を公開すべき必要性が大きく、公益性を理由とした税の減免に関する情報は、経済困難による税減免のようにプライバシーが侵害されるような恐れもない。

#### 2 実施機関の主張要旨

- (1) 地方税に関する情報を第三者に知らせることは、地方税法第22条の規定に抵触するため、開示することができない。申立人が開示すべきとする施設の所在地を公開することも、納税者の秘密に属する資産状況を公にすることとなるため、開示することができない。
- (2) また、施設所有者である法人の課税情報を公開することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条

例第5条第2号に規定する非開示情報に該当する。

#### 第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

##### 1 条例第5条第2号該当性について

(1) 条例第5条第2号は「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下『法人等』という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定し、いわゆる法人情報を非開示情報としている。

(2) 法人の所有する資産の評価額や減免税額、納税額などは、法人内部において管理される情報であり、一般に知られていない情報であつて、容易に入手できる情報とはいえない。このような情報が開示されることになれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

##### 2 条例第5条第5号該当性について

(1) 条例第5条第5号は「法令及び他の条例の定めるところにより、開示することができないとされている情報」と規定し、いわゆる法令秘情報を非開示情報としている。

(2) 地方税法第22条では、「地方税に関する調査に関する事務に従事

している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と規定している。ここで規定されている「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られていないことについて客観的に相当の「利益」を有すると認められる事実をいい、また、「利益」は、相当の利益でなければならないが、経済的利益である必要はなく、また、本人にとって、主観的に相当の利益がある場合であっても、一般人が本人の立場に立って合理的に判断した場合に、利益と考えない場合には、相当の利益は存在しないとされている（地方税務研究会編『地方税法総則逐条解説』（財団法人地方財務協会、平成18年9月1日発行）671ページ参照）。

(3) これを踏まえて判断すると、法人の所有する資産の評価額や減免税額、納税額などは、一般に知られていない事実であって、開示することによって、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、他人に知られていないことについて相当の利益を有すると認められるものである。

### 3 非開示理由について

申立人が開示請求したのは、2団体に係るものであり、実施機関はいずれも条例第5条第2号及び第5号を根拠として非開示処分しているが、当審査会が独自に調査を行ったところ、2団体の内1団体については、固定資産税減免申請書とそれに対する対応書類、減免決定通知書（いずれも平成21年度）が存在しないことが確認された。

したがって、固定資産税減免申請書とそれに対する対応書類、減免決定通知書（平成21年度）が存在しない1団体について、実施機関は、

文書不存在によることを理由として、非開示決定を行うことが妥当であると考えられる。

#### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 7月21日	諮問書の收受
平成22年 8月13日	実施機関側意見書の收受
平成22年 8月23日	審 議
平成22年 9月13日	審 議
平成22年10月18日	審 議
平成22年11月15日	審 議
平成22年12月20日	審 議
平成23年 1月24日	審 議
平成23年 2月21日	審 議
平成23年 3月28日	審 議
平成23年 4月25日	審 議
平成23年 5月23日	審 議
平成23年 6月20日	審 議
平成23年 7月25日	審 議
平成23年 8月22日	審 議
平成23年 9月26日	審 議
平成23年10月24日	審 議
平成23年11月21日	審 議
平成23年12月19日	審 議
平成23年12月22日	答 申